

くらし応援 コジマ

第59期 定時株主総会 招集ご通知

開催日 2021年11月18日（木曜日）
午前10時

開催場 栃木県宇都宮市駒生一丁目
1番6号
コンサーレ（栃木県青年会館）
1階 「大ホール」

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役
3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である
取締役及び社外取締役を除く。）に対する
株式報酬型ストック・オプションに関する
報酬等の額及び具体的な内容決定の件

<株主様へのお願い>

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康状態にかかわらず、会場へのご出席を控えていただき、インターネット又は書面（郵送）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
- 会場は、座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数が50席程度となります。株主総会当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がございます。
- おみやげ（クーポン券、カレンダー、飲料等を含む）の配布は一切ございません。

目次

株主の皆様へ	1頁
招集ご通知	2頁
(添付書類)	
事業報告	7頁
計算書類	25頁
監査報告書	27頁
株主総会参考書類	31頁

招集通知 閲覧も議決権行使もスマホで簡単

スマート招集



議決権行使書用紙をご用意ください

「スマート行使」で簡単議決権行使
議決権行使書用紙に記載されたQRコードをスマートフォンで読み取ることで、議決権行使コード等を入力することなく専用サイトにログインし、議決権を行使することができます。



議決権行使書用紙をご用意ください

株式会社 コジマ

証券コード 7513

< 株主の皆様へ >

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するご案内

当社は本年11月18日（木曜日）に第59期定時株主総会の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**健康状態にかかわらず、会場へのご出席を控えていただき、インターネット又は書面（郵送）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

●株主の皆様へのお願い

- ・ 会場は、接触感染リスク低減及び株主様の安全を確保するため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数が50席程度となります。そのため、株主総会当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ 上記のとおり、座席数には限りがございますので、議決権のご行使は当日のご来場ではなく、インターネット又は書面（郵送）による方法をご利用いただくことを強く推奨申し上げます。
- ・ 会場では、検温等を実施させていただきます。発熱、咳の症状等体調不良と見受けられる方は、ご入場をお断りさせていただきます。
※感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方、体調のすぐれない方、2週間以内に海外へ渡航された方はとくにご来場をお控えください。
- ・ 当日ご来場される際には、マスクのご持参・着用をお願いいたします。マスクを着用しない株主様はご入場をお断りいたします。また、会場入口等にはアルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒にご協力をお願いいたします。その他、ご自身及び周囲への感染予防の配慮をお願いいたします。
- ・ 感染の予防措置として、役員及び会場スタッフはマスク等を着用させていただきますので、ご理解ください。
- ・ 本年の株主総会は、ご出席の株主様の安全・安心を優先し、できるだけ時間を短縮して議事を進行いたします。また、質疑応答の際の人数及びご質問数を制限させていただく場合があります。
- ・ 株主様へのおみやげ（クーポン券、カレンダー、飲料等を含む）の配布は一切ございません。

今後の感染状況等により万が一、株主総会会場が利用できなくなった場合は、TKP宇都宮カンファレンスセンター（栃木県宇都宮市駅前通り一丁目3番1号KDX宇都宮ビル）にて午前11時より株主総会を開催させていただく予定です。会場・開始時刻の変更を含め、株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.kojima.net/corporation/>）でお知らせいたしますので、事前に必ずご確認ください。

証券コード 7513
2021年11月2日

株 主 各 位

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

株式会社 コジマ

代表取締役社長 中 澤 裕 二

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、健康状態にかかわらず、会場へのご出席を控えていただき、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、インターネット又は書面（郵送）により2021年11月17日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 栃木県宇都宮市駒生一丁目1番6号
コンセーレ（栃木県青年会館） 1階 「大ホール」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
(報告事項) 第59期（自2020年9月1日 至2021年8月31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件
(決議事項)
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

4～6頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「主要な営業所」、
「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、計算書類の「株主
資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の
規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.kojima.net/corporation/>) に
掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご
通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監
査をした対象の一部であります。

以 上

- ~~~~~
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブ
サイト (<https://www.kojima.net/corporation/>) に掲載させていただきます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお
願い申し上げます。
 - ◎今後の感染状況等により万が一、株主総会会場が利用できなくなった場合は、T K P宇都宮カンパ
ァレンスセンター（栃木県宇都宮市駅前通り一丁目3番1号KDX宇都宮ビル）にて午前11時より
株主総会を開催させていただく予定です。会場・開始時刻の変更を含め、株主総会の運営に変更が
生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.kojima.net/corporation/>) でお知らせいたし
ますので、事前に必ずご確認ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



5～6頁の案内に従ってスマートフォン又はパソコンから議決権行使ウェブサイトにログインしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年11月17日（水曜日）

午後6時00分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年11月17日（水曜日）

午後6時00分到着分まで

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年11月18日（木曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

- ※ インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



インターネットで議決権を行使される場合

行使
期限

2021年11月17日（水曜日）
午後6時00分入力完了分まで

「スマート行使」 ログインQRコードを読み取る方法

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

（可決権）

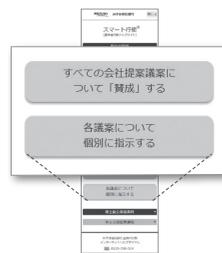
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
※議決権行使書用紙はイメージです。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

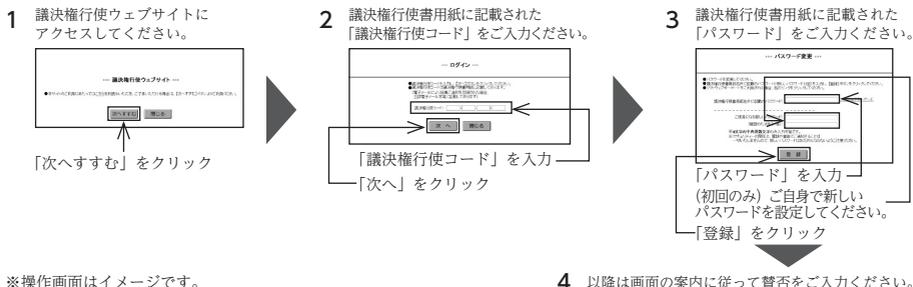
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



※操作画面はイメージです。

(ご注意)

- ・パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続ください。
- ・インターネット接続に係る費用は株主様のご負担になります。
- ・パソコンやスマートフォン等のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日9:00~21:00)

書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2021年11月17日(水曜日)午後6時00分到着分まで**

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個
○○○○ 届中
××××年 ×月××日
○○○○○○○

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

議決権行使書
みずほ信託銀行

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

(添付書類)

事業報告

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という）の影響により厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっております。本感染症の影響により個人消費や雇用情勢は弱い動きとなっており、企業収益は一部に弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直しております。

当家電小売業界における売上は、スマートフォン等が好調、テレビ等が堅調に推移いたしました。冷蔵庫、エアコンやパソコン等が低調であったため、総じて低調に推移いたしました。

このような状況の中、当社は、「お客様第一主義を実践し、最高のサービスをお客様に提供することで社会に貢献する」の経営理念のもと、「お客様のくらしを『より快適に』『より便利に』『より楽しく』します。くらし応援コジマ」をスローガンに掲げ、ビックカメラとの統合効果を最大限に発揮し、企業価値の向上に取り組んでおります。また、本感染症拡大防止のために、お客様と従業員の安全確保を最優先に考え、マスク着用、丁寧な手洗い・消毒、従業員の出勤時の検温、店内消毒、レジ・カウンター等への飛沫感染防止シート設置、ソーシャルディスタンスの確保、営業時間短縮などの対策を継続して実施しております。当社は、お客様の住まいに近く、くらし関連の不可欠な商品やサービスを提供し、地域のお客様の“必要”にお役に立てるよう、店舗運営やサービスの推進に取り組んでおります。

ビックカメラグループの幅広い取り扱い商品を強みに、品揃えの拡充や専門性の向上に取り組む、モノからコト軸への提案を進め、更には、お客様に体験価値や満足感を得ていただける展示・接客の充実に努めております。非家電商品の導入につきましては、2021年3月6日に「コジマ×ビックカメラ ワンズモール稲毛店」で、自転車の販売を開始しております。5月29日には「コジマ×ビックカメラ 宇都宮本店」で、全国で8店舗目となる酒類の販売を開始し、同店においては栃木県内酒蔵のお酒コーナーを特設するなど、地域に密着した商品の取り扱いも進めております。また、コロナ禍で店頭実演や体験・体

感イベントの実施が困難な状況下においても、当社従業員が、自ら商品の便利さ・快適さをお客様にご説明するための動画コンテンツを作成し、店頭にて配信するなど、引き続き店舗の魅力度向上に努めております。

さらに、デジタル商品の買取・購入後のサポートを充実させた「サービスサポートカウンター」の設置店舗拡大や、社員が直接お客様宅を訪問しお困り事を解決する「コジマくらし応援便」の対象エリア拡大・サービスメニュー拡充を進めるとともに、連携を強化し、店舗のみで行っていたサービスをお客様宅でも行えるよう努めております。これらの地域密着のサービスをより一層強化し、地域の皆様からもっとも身近で愛され必要とされる店舗づくりに取り組んでおります。また、生活スタイルの変化により需要が増えた、テレワーク関連や巣ごもり関連等、ご家庭でのくらしに役立つ商品・サービスを充実させるなど、お客様の変わりゆくニーズにいち早く気づき、素早く対応し、少しでも快適になっていただくためのご提案を進めております。

2020年10月には全店舗において、「dポイント」の利用をスタートさせました。2021年4月にはインターネット通販サイトである「コジマネット」のシステムをリニューアルし、店舗との販売施策の連動が可能となったほか、8月には「PayPay」の決済をスタートさせるなど、お買い物をもっと便利になる仕組みづくりに取り組んでおります。

また、地域密着による地方自治体との連携強化に関する取り組みとして、2021年5月7日に栃木県警察本部より、特殊詐欺被害の防止を目的として「防犯機能付き電話機普及促進アドバイザー」を受嘱いたしました。6月9日には、洪水発生時等の避難場所として、「コジマ×ビックカメラ 足利店」の屋上駐車場を地域住民にご利用頂けるよう、足利市（栃木県）と「洪水発生時等における施設の提供に関する協定」を締結いたしました。

店舗展開におきましては、2021年7月2日に「コジマ×ビックカメラ イオンモール新利府北館店」（宮城県宮城郡利府町）を始め3店舗を開店した一方、「与野店」（埼玉県さいたま市）など6店舗を閉店し、2021年8月末現在の店舗数は140店舗となりました。なお、9月23日には「コジマ×ビックカメラ ニトリホームズ宮原店」（埼玉県さいたま市）を開店しております。

また、ビックカメラ流の体験提案型の売場や豊富な商品を扱う「コジマ×ビックカメラ店」への転換を引き続き進めており、2021年1～2月には、「足利店」を始め3店舗を「コジマ×ビックカメラ」ブランドに変更し、コロナ禍において需要が高まっている商品やサービスを新たに取り入れ、他社との差別化を図り、競争力の強化に努めております。

ご来店いただいたお客様の声を店舗づくりに反映し、更なる進化を目指すとともに、異業種とのコラボ店舗など、新たな店舗モデルの構築や出店形態の多様化にも取り組んでおります。

以上の結果、当事業年度の売上高は 2,975億35百万円（前年同期比 3.2%増）、営業利益は 88億61百万円（前年同期比 22.7%増）、経常利益は 92億44百万円（前年同期比 25.2%増）、税引前当期純利益は 85億25百万円（前年同期比 24.8%増）、当期純利益は 63億 2 百万円（前年同期比 4.1%増）となりました。

品目別売上高、同構成比

品目別	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前年同期比 増減率(%)
音響映像商品	50,332	16.9	3.2
家庭電化商品	141,123	47.4	3.5
情報通信機器商品	73,949	24.9	1.9
その他の商品	30,470	10.2	6.1
物品販売事業	295,875	99.4	3.3
その他の事業	1,659	0.6	△10.8
合計	297,535	100.0	3.2

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は 15億55百万円で、主に、新規出店や店舗改装にかかる投資であります。

これらの設備投資につきましては、自己資金及び銀行借入によりまかないました。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第 56 期	第 57 期	第 58 期	第 59 期 (当期)
	2018年8月期	2019年8月期	2020年8月期	2021年8月期
売 上 高(百万円)	246,391	268,127	288,216	297,535
経 常 利 益(百万円)	4,475	7,165	7,382	9,244
当 期 純 利 益(百万円)	3,418	6,604	6,056	6,302
1株当たり当期純利益 (円)	43円87銭	84円81銭	78円04銭	81円40銭
総 資 産(百万円)	101,479	109,335	128,190	112,525
純 資 産(百万円)	42,314	48,681	53,999	58,993
1株当たり純資産額 (円)	543円10銭	627円24銭	695円58銭	764円30銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(4) 重要な親会社の状況**① 親会社との関係**

当社の親会社は株式会社ビックカメラ（以下「親会社」という。）で同社は当社の普通株式39,000千株を保有し、その議決権比率は50.58%であります。

② 親会社との間の取引に関する事項**イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項**

当社は親会社との間で「商品の発注及び代金の支払業務の委託」等の取引を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 親会社との重要な財務及び事業方針等に関する契約等

当社は親会社との間で資本業務提携契約を締結し、商品仕入面での連携、物流・システム面での連携、店舗開発、店舗運営ノウハウ及び店舗マネジメント並びに販売促進の連携、什器・間接資材の共同購入、人材交流の多方面にわたり両社で共同して提携を推進することにより、収益性の改善及び競争力の強化に努めております。

また、当社は①親会社に支払っていた営業上の仕入れ、販売、経営戦略に係るノウハウ及びブランド使用料のうち、PB商品の販売許諾料、ブランド使用許諾料、管理業務の役務提供料についての対価の支払い、②親会社より当社に提供されている、物流関連業務に係る費用負担の適正化、③親会社が行っているテレビCMなどの広告宣伝に係る当社の費用負担に関し、独立当事者間としての公正な取引価格として認められる基準により、当社から親会社に支払うことを合意する契約を締結しております。

当社と親会社の間で利益相反の恐れがある取引及び重要な契約等を締結する際、当社役員である中澤裕二氏及び木村一義氏は親会社の役職員を兼務しているため、本件意思決定の決議に参加しないこととして、利益相反を回避しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、「お客様第一主義を実践し、最高のサービスをお客様に提供することで社会に貢献する」というビックカメラグループの経営理念のもと、「お客様のくらしを『より快適に』『より便利に』『より楽しく』します。くらし応援コジマ」をスローガンに掲げ、地域の皆様から最も身近で愛され、必要とされるコジマを目指してまいります。

引き続き当社は、「生産性の向上」と「持続的な成長」を2大戦略に掲げ、企業価値の向上に努めてまいります。

①生産性の向上

株式会社ビックカメラとの連携による相乗効果を最大限に発揮し、商品施策と販売施策の連動による売上・粗利の向上を目指し、プライベートブランド商品の販売強化や、デジタル商品の専門性追求による新規顧客の開拓、さらに効率的な経費のコントロールや業務効率の改善に取り組むことで、営業利益の向上に努めてまいります。

また、若手管理職の積極登用やライフステージに合わせた活躍の場の拡大、女性従業員の活躍機会を増やすなど組織活性化を図り、さらに新しい生活様式に対応した健康経営の推進や、オンラインを活用した研修の強化、環境や社会とのかかわりを重視しながら事業を継続するためにサステナビリティ経営の推進にも取り組み、生産性の向上につなげてまいります。

②持続的な成長

集客力の強化にこだわり、競合他社との差別化を図るため「くらし応援企業」として、地元企業や地方自治体と連携した地域密着のイベントを実施してまいります。お客様の変わりゆくニーズにいち早く気付き、素早く対応し、ビックカメラグループの幅広い専門性を活かして、自転車や酒類、トイズなど、生活スタイルの変化に伴い需要が増加している新たな商品カテゴリを拡充し、さらに、商品の使用や所有によって感じられる喜びや満足感などが伝わる売り場づくりに努めてまいります。

店舗展開においては、立地・商圈の将来性等を見据えた店舗網の構築を進め、積極的に新規出店や店舗改装に取り組んでまいります。

インターネット通販事業においては、「コジマネット(自社サイト)」で商品をお申し込み頂き、店頭でお支払い・お受け取りができる「ネットで置き」サービスの導入を予定するなど、リアル店舗との融合を加速し、よりお買い物しやすい便利なサイトへと進化させることでお客様の満足度向上に取り組み、更なる売上拡大と収益性向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) **主要な事業内容 (2021年8月31日現在)**

当社は、家電品販売業として、音響映像商品、家庭電化商品、情報通信機器商品、その他の商品の販売を行っている他、不動産賃貸業等を展開しております。

(7) **主要な営業所 (2021年8月31日現在)**

「主要な営業所」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.kojima.net/corporation/>) に掲載しております。

(8) **使用人の状況 (2021年8月31日現在)**

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,824名 (2,153名)	120名増 (36名増)	39.8歳	15.1年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. () は臨時雇用者数（アルバイト、派遣社員を含む。）であり、年間の平均人員（1日1人8時間換算）を外数で記載しております。

(9) **主要な借入先及び借入額 (2021年8月31日現在)**

借入先	借入額 (百万円)
株式会社足利銀行	7,300
株式会社みずほ銀行	4,750
株式会社三井住友銀行	887
株式会社東邦銀行	550
農林中央金庫	475

(10) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2021年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 97,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 77,912,716株 (自己株式795,145株を含む。)
- (3) 株主数 47,477名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
株 式 会 社 ビ ッ ク カ メ ラ	39,000	50.57
小 島 章 利	2,337	3.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	1,834	2.37
小 島 三 子	1,809	2.34
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,759	2.28
有 限 会 社 ケ ー ケ ー ワ イ	1,540	1.99
寺 崎 佳 子	1,458	1.89
佐 藤 由 姫 子	1,147	1.48
小 島 将 人	967	1.25
小 島 久 幸	862	1.11

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式795,145株を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	株式会社コジマ 第1回新株予約権 (2019年11月発行)	株式会社コジマ 第3回新株予約権 (2020年11月発行)
発行決議日	2019年10月17日	2020年10月19日
新株予約権の数	90個	174個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 9,000株	普通株式 17,400株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2019年11月2日 ～2069年11月1日	2020年11月5日 ～2070年11月4日
保有者数	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）2名	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称	株式会社コジマ 第4回新株予約権 (2020年11月発行)
発行決議日	2020年10月19日
新株予約権の数	943個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 94,300株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2023年11月5日～2025年11月4日
交付者数	執行役員及び従業員（課長職以上）139名

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が所属するグループ会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員又は従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項 (2021年8月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中澤裕二	社長執行役員、株式会社ビックカメラ取締役
代表取締役専務	荒川忠士	専務執行役員経営企画本部長
取締役	紫藤竜二	常務執行役員総務人事本部長兼人事部長兼内部統制担当
取締役	久保田一史	執行役員営業本部長兼開発部長
取締役	木村一義	株式会社ビックカメラ代表取締役社長 社長執行役員
取締役 (常勤監査等委員)	水沼貞夫	
取締役 (監査等委員)	相澤光江	弁護士
取締役 (監査等委員)	土井充	公認会計士・税理士
取締役 (監査等委員)	高井章光	弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)の相澤光江氏、土井充氏及び高井章光氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役(監査等委員)の相澤光江氏、土井充氏及び高井章光氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2020年11月18日開催の第58期定時株主総会における異動
- | | | |
|----|------------|--------|
| 就任 | 取締役 | 中澤裕二氏 |
| 就任 | 取締役 | 久保田一史氏 |
| 就任 | 取締役(監査等委員) | 高井章光氏 |
| 退任 | 取締役 | 塚本智明氏 |
| 退任 | 取締役 | 宮嶋宏幸氏 |
| 退任 | 取締役 | 安部徹氏 |
4. 代表取締役社長中澤裕二氏は、株式会社とちぎテレビの社外取締役を兼務しております。
5. 取締役木村一義氏は、2020年9月1日付で、株式会社ビックカメラ代表取締役社長に就任しております。また、大和ハウス工業株式会社の社外取締役及びスパークス・グループ株式会社の社外取締役(監査等委員)を兼務しております。
6. 取締役(監査等委員)相澤光江氏は、TMI総合法律事務所のパートナー、オカモト株式会社の社外取締役、ELGC株式会社及びブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社の社外監査役を兼務しております。
7. 取締役(監査等委員)土井充氏は、国際興業ホールディングス株式会社の社外監査役、中和有限責任監査法人の代表社員を兼務しております。
8. 取締役(監査等委員)高井章光氏は、高井総合法律事務所の代表パートナー、株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ及び株式会社NEW ART HOLDINGSの社外監査役、株式会社ノダの社外取締役を兼務しております。
9. 取締役(監査等委員)相澤光江氏、土井充氏及び高井章光氏は、以下のとおり、法律又は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・相澤光江氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・土井充氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
 - ・高井章光氏は、弁護士の資格を有しております。

10. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
11. 当社は執行役員制度を導入しております。2021年8月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役は除く。）は次の9名であります。

役 職 名	氏 名
執行役員 営業本部 営業部長	岩 田 友 和
執行役員 総務人事本部 総務部長	成 田 博 芳
執行役員 経営企画本部 経営企画部長	宮 坂 貞 広
執行役員 営業本部 法人営業部長兼法人事業所統括室長	樋 口 雄 一
執行役員 営業本部 営業企画・管理部長兼営業企画室長	染 野 幹 也
執行役員 営業本部 法人営業部法人・企画管理室長	野 澤 利 幸
執行役員 営業本部 営業企画・管理部E C事業室長	浅 野 信 行
執行役員 営業本部 営業部ブロックマネージャー	上 西 伸 一
執行役員 営業本部 法人営業部店舗法人統括室長	山 口 雅 士

(2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、取締役木村一義氏、取締役水沼貞夫氏、取締役相澤光江氏、取締役土井充氏及び取締役高井章光氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額はいずれも法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①役員報酬等の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬にかかる基本方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬体系は、各取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役職や職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、取締役の報酬は、①各取締役の役割に応じた金銭による「基本報酬」、②短期インセンティブとしての会社業績と個人のミッション達成状況からなる金銭による「業績連動報酬等」、③中長期インセンティブとしての「株式報酬型ストック・オプション」から構成いたします。

なお、監査等委員である取締役の報酬等の額は、常勤と非常勤の別、社内取締役と社外取締役の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は、客観的立場から取締役の職務の執行を監査する役割を担うことから基本報酬のみを支給することといたします。

また、中長期の業績にコミットする観点から、各取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、月額報酬額の一定額を当社役員持株会に拠出することにより、当社株式を取得し、取得した株式の保有を在任任期中、継続する制度を設けております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、各取締役の役職や職責、当社の業績、市場水準等を考慮しながら、あらかじめ定められた基準額の範囲内で決定された額を月次の報酬として支給する。

監査等委員である取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割や専門知識・経験等を考慮して監査等委員である取締役の協議により、個別に決定し、月次の報酬として支給する。

ロ. 業績連動報酬等にかかる業績指標の内容の決定に関する方針

取締役に対する業績連動報酬等にかかる業績指標は、企業価値の持続的な向上を図るためには収益力の向上が重要であるため、業績連動報酬については売上高、営業利益とし、株式報酬型ストック・オプションにかかる業績指

標は営業利益等とする。業績指標については、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえ見直しを行うものとする。

- ハ、業績連動報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する指針を含む。）

取締役に対する金銭による業績連動報酬等は、業績指標の年度ごとの達成状況を考慮し、各事業年度終了後に会社及び個人の業績評価に応じて個人別の額を算定するものとし、在任期間中、月次の報酬として支給する。

- 二、株式報酬型ストック・オプションの内容及びその数の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する指針を含む。）

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションは、持続的な企業価値の増大を目的とした株式報酬制度であり、その割当て数は取締役会の決議をもって決定する。

各事業年度における営業利益等を参考に業績目標を定め、業績目標を達成した場合に支払うものとする。その支払時期は、対象期間の末日の属する月とする。また、退任時に限り権利行使を認めるものとする。

なお、新株予約権者の行為が、法令又は当社の社内規程等に違反したと取締役会が判断したとき、ストック・オプションに係る新株予約権割当契約書に定める事項に違反したとき、会社の名誉を毀損し、あるいは会社に著しい損害を与えたと取締役会が判断したとき、当社の事前の書面による承諾なく競業会社の役員又は顧問等に就任したときは、累積した新株予約権を放棄するものとする。

- ホ、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役の個人別の報酬等については取締役会の決議に基づき代表取締役社長にその具体的な決定を一任する。

代表取締役社長に一任する権限の内容は、株主総会決議により定められた上限額等の範囲内における取締役の個人別の基本報酬の額、業績連動報酬等の額、及び株式報酬型ストック・オプションの割当数の決定とする。

また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、代表取締役社長が上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、予め、報酬委員会の答申を得た上で、当該答申の内容を最大限尊重することを上記委任の条件とする。

監査等委員である取締役の基本報酬については、株主総会決議により定められた上限額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により個人別の報酬額を決定する。

- ヘ、基本報酬、業績連動報酬等、及び株式報酬型ストック・オプションの額の割合の決定に関する方針

取締役の報酬水準、並びに基本報酬、業績連動報酬等、及び株式報酬型ストック・オプションの額の相互の割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参照して決定する。具体的には、現金報酬は基本報酬50%、業績連動報酬等50%とし、株式報酬型ストック・オプション

は前記二. のとおり、業績目標を達成した場合に付与するものとする。

取締役会の一任を受けた代表取締役は、報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬割合の範囲内で各取締役の報酬等の内容を決定する。

②取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く。)	105	41	50	14	6
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	29 (15)	29 (15)	—	—	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	135 (15)	70 (15)	50	14	10 (3)

- (注) 1. 支給員数には、報酬を受け取っていない取締役(監査等委員を除く。)2名は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2015年11月25日開催の第53期定時株主総会において年額400百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)は6名です。また、2018年11月14日開催の第56期定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬限度額を年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)は6名です。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年11月25日開催の第53期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)は3名です。
4. 業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及びその選定の理由、業績連動報酬等の額又は数の算定の方法については、19~20頁の「(4)①ロ.ハ.及び二。」に記載しております。なお、業績目標に対し、2020年8月期の実績は、売上高は288,216百万円(目標比-1,784百万円未達成)、営業利益は7,221百万円(目標比+2,021百万円達成)となりました。
5. 非金銭報酬等は、当社の中長期にわたる中期経営目標の達成と持続的な企業価値の増大を目的とした株式報酬型ストック・オプション制度であります。当該株式報酬型ストック・オプション制度は、非金銭報酬等による業績連動報酬等でありませんが、上記表においては「非金銭報酬等」に記載しております。なお、非金銭報酬等の内容は20頁の「(4)①二。」に記載しております。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長中澤裕二氏が社業全般を統括していることから、取締役会決議に基づきその具体的な決定を同氏に一任しており、一任する権限の内容は、株主総会決議により定められた上限額等の範囲内における取締役の個人別の基本報酬の額、業績連動報酬等の額、及び株式報酬型ストック・オプションの割当数の決定としております。また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、代表取締役社長が上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、予め、報酬委員会の答申を得た上で、当該答申の内容を最大限尊重することを上記委任の条件としております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）相澤光江氏は、TMI総合法律事務所のパートナー、オカモト株式会社の社外取締役、ELGC株式会社及びプルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社の社外監査役を兼務しております。当社は、TMI総合法律事務所との間で法律業務に関し委任契約を締結しております。また、その他の法人と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

取締役（監査等委員）土井充氏は、国際興業ホールディングス株式会社の社外監査役、中和有限責任監査法人の代表社員を兼務しております。また、兼職先と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

取締役（監査等委員）高井章光氏は、高井総合法律事務所の代表パートナー、株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ及び株式会社NEW ART HOLDINGSの社外監査役、株式会社ノダの社外取締役を兼務しております。また、兼職先と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 相澤光江	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。さらに、監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。あわせて、ガバナンス委員会、指名委員会及び報酬委員会の委員長として、各委員会に出席し、適宜、必要な発言を行っております。上記の活動により、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、当社が社会において果たす役割を公平に認識し、当社の監査体制強化に反映することで、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 土 井 充	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。さらに、監査等委員会、ガバナンス委員会、指名委員会及び報酬委員会において、適宜、必要な発言を行っております。上記の活動により、当社経営に対する的確な助言、独立した立場からの監督機能の発揮等により、当社の監査体制強化に反映することで、社外取締役として期待される役割を適切に行っております。</p>
取締役 (監査等委員) 高 井 章 光	<p>2020年11月18日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。事業再生等の実務を通じて経営に関与した経験や、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。さらに、監査等委員会、ガバナンス委員会、指名委員会及び報酬委員会において、適宜、必要な発言を行っております。上記の活動により、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、当社が社会において果たす役割を公平に認識し、当社の監査体制強化に反映することで、社外取締役として期待される役割を適切に行っております。</p>

(注) 取締役(監査等委員)高井章光氏は、2020年11月18日開催の第58期定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の取締役(監査等委員)と異なります。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 報酬等の額

	支払額(百万円)
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)についての報酬等の額	40
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である『企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言・指導業務』を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.kojima.net/corporation/>)に掲載しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する収益性、会社の今後の収益予想、企業基盤の強化等を十分考慮し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度の配当金につきましては、上記の方針に基づき1株当たり14円の期末配当とさせていただきます。予定であります。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、当事業年度の期末配当は株主の皆様のご意見を直接伺う機会を確保するため株主総会の決議事項としております。

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産) の 部)		(負 債) の 部)	
流 動 資 産	71,302	流 動 負 債	35,780
現金及び預金	18,055	買掛金	15,684
売掛金	12,463	1年内返済予定の長期借入金	4,625
商品	37,027	1年内償還予定の社債	200
貯蔵品	116	リース債務	99
前渡金	168	未払金	5,012
前払費用	1,184	未払法人税等	878
未収入金	2,088	前受金	3,423
預け金	234	預り金	721
その他の	163	賞与引当金	1,187
貸倒引当金	△201	ポイント引当金	2,308
固 定 資 産	41,223	店舗閉鎖損失引当金	203
有 形 固 定 資 産	18,082	資産除去債務	54
建物	8,120	その他	1,380
構築物	132	固 定 負 債	17,752
機械及び装置	5	社債	600
車両運搬具	0	長期借入金	10,707
工具、器具及び備品	468	リース債務	371
土地	8,528	商品保証引当金	319
リース資産	748	店舗閉鎖損失引当金	438
その他	78	資産除去債務	4,263
無 形 固 定 資 産	1,131	その他	1,051
借地権	483	負 債 合 計	53,532
電話加入権	149	(純 資 産) の 部)	
商標権	0	株 主 資 本	58,940
ソフトウェア	498	資本金	25,975
投 資 其 他 の 資 産	22,010	資本剰余金	15,913
前払年金費用	2,417	資本準備金	6,493
長期前払費用	425	その他資本剰余金	9,419
繰延税金資産	7,821	利 益 剰 余 金	17,623
長期差入保証金	11,281	その他利益剰余金	17,623
その他	119	繰越利益剰余金	17,623
貸倒引当金	△54	自 己 株 式	△572
資 産 合 計	112,525	新 株 予 約 権	52
		純 資 産 合 計	58,993
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	112,525

損益計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	297,535
売上原価	211,797
売上総利益	85,737
販売費及び一般管理費	76,875
営業利益	8,861
営業外収益	
受取利息	40
有価証券利息	0
受取手数料	52
受取保険金	151
助成金の収入	296
その他	73
	613
営業外費用	
支払利息	82
社債利息	0
支払手数料	54
賃貸収入原価	18
契約違約金	65
その他	9
	230
経常利益	9,244
特別利益	
固定資産売却益	70
受取保険金	226
	296
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産除却損	62
減損	649
リース解約損	0
店舗閉鎖損失引当金繰入額	17
災害による損失	285
	1,015
税引前当期純利益	8,525
法人税、住民税及び事業税	1,122
法人税等調整額	1,100
当期純利益	2,223
	6,302

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月19日

株式会社 コジマ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 末 村 あおぎ ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関 信 治 ㊤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コジマの2020年9月1日から2021年8月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式での情報交換等も活用しながら、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月19日

株式会社 コジマ 監査等委員会

常勤監査等委員 水 沼 貞 夫 ㊟

監査等委員 相 澤 光 江 ㊟

監査等委員 土 井 充 ㊟

監査等委員 高 井 章 光 ㊟

(注) 監査等委員相澤光江、土井充及び高井章光は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する収益性、会社の今後の収益予想、企業基盤の強化等を十分考慮し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、業績等を勘案し、期初配当予想から4円増配し、当社普通株式1株当たり14円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき14円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,079,645,994円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年11月19日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会から意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なか ざわ ゆう じ 中 澤 裕 二 (1973年12月28日生)	<p>1995年6月 当社入社 2000年7月 当社NEW青葉台店店長 2010年4月 当社マーケティング企画室マネージャー 2012年2月 当社マーチャングダイジング部マネージャー 2014年9月 当社執行役員営業本部営業部営業企画管理支援室長 2016年9月 当社執行役員営業本部営業企画・管理部長 2018年9月 当社常務執行役員営業本部営業企画・管理部長 2020年9月 当社社長執行役員 2020年11月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任） 2020年11月 株式会社ビックカメラ取締役（現任） 2021年6月 株式会社とちぎテレビ社外取締役（現任）</p> <p>【選任理由】 中澤裕二氏は長年にわたり、商品部門及び営業部門の責任者を務め、2020年11月以降、当社代表取締役社長として、強いリーダーシップをもって当社経営の指揮を執っております。当社の中で培った豊富な経験・実績・見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者といたしました。</p>	1,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	あら かわ ただ し 荒川 忠士 (1969年8月4日生)	1991年10月 当社入社 2009年11月 当社情報システム本部長 2011年10月 当社情報システム本部長兼 経営企画室長 2012年6月 当社執行役員経営企画室長 兼情報システム本部長 2012年11月 当社執行役員経営企画本部長 2013年11月 当社取締役執行役員経営企 画本部長 2018年9月 当社取締役常務執行役員経 営企画本部長 2020年9月 当社代表取締役専務専務執 行役員経営企画本部長（現 任） 【選任理由】 荒川忠士氏は長年にわたり、システム部門 及び経営管理、経営戦略策定の責任者を務 め、2013年11月以降、当社取締役（経営 企画本部長）に就任、当社の中で培った豊 富な経験・実績・見識を有しております。 その見識等を経営に活かすことを期待し、 取締役候補者といたしました。	17,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p>し どう りゅう じ 紫 藤 竜 二 (1976年9月17日生)</p>	<p>1995年4月 当社入社 2003年11月 当社NEW川越インター店 店長 2005年6月 当社NEW新座店店長 2008年6月 当社NEW柏店店長 2011年10月 当社成城店店長 2012年4月 当社営業本部営業部ブロッ クマネージャー 2013年9月 当社執行役員営業本部営業 部ブロックマネージャー 2018年9月 当社執行役員総務人事本部長 兼人事部長兼内部統制担当 2018年11月 当社取締役執行役員総務人 事本部長兼人事部長兼内部 統制担当 2020年9月 当社取締役常務執行役員総 務人事本部長兼人事部長兼 内部統制担当（現任）</p> <p>【選任理由】 紫藤竜二氏は営業部門のブロックマネー ジャーを歴任し、当社の中で培った豊富な経 験・実績・見識を有しております。その見 識等を経営に活かすことを期待し、取締役 候補者といたしました。</p>	2,300株
4	<p>く ぼ た かず ふみ 久保田 一 史 (1977年2月18日生)</p>	<p>1997年4月 当社入社 2010年10月 当社NEW井草店店長 2012年4月 当社NEW高井戸東店店長 2013年2月 当社営業本部営業部 2015年9月 当社営業本部営業部新店準 備室長 2016年5月 当社営業本部営業部開発室長 2017年9月 当社営業本部開発部長兼店 舗リノベーション室長 2018年9月 当社執行役員営業本部開発 部長兼店舗リノベーション 室長 2020年9月 当社執行役員営業本部長兼 開発部長 2020年11月 当社取締役執行役員営業本 部長兼開発部長（現任）</p> <p>【選任理由】 久保田一史氏は開発部門の責任者を歴任 し、当社の中で培った豊富な経験・実績・ 見識を有しております。その見識等を経営 に活かすことを期待し、取締役候補者と いたしました。</p>	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
5	木村一義 （1943年11月12日生）	<p>1967年4月 日興証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社</p> <p>2000年3月 同社取締役副社長</p> <p>2001年6月 日興アセットマネジメント株式会社取締役社長</p> <p>2005年6月 日興コーディアル証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）取締役会長</p> <p>2012年4月 株式会社ビックカメラ顧問</p> <p>2012年6月 大和ハウス工業株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2012年6月 スパークス・グループ株式会社社外監査役</p> <p>2012年11月 株式会社ビックカメラ取締役</p> <p>2013年2月 当社代表取締役会長</p> <p>2013年9月 当社代表取締役会長兼社長代表執行役員</p> <p>2020年6月 スパークス・グループ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2020年8月 当社取締役（現任）</p> <p>2020年9月 株式会社ビックカメラ代表取締役社長社長執行役員（現任）</p> <p>【選任理由】 木村一義氏は大手証券会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有するばかりでなく、当社代表取締役会長兼社長を歴任し、これまでの経営の中で培った豊富な経験・実績を有しております。その経験等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者いたしました。</p>	24,300株

- (注) 1. 木村一義氏が代表取締役社長社長執行役員を務める株式会社ビックカメラは、当社の親会社であり、当社は同社との間で商品の発注業務の委託及び代金の支払業務の委託等の取引があるとともに、家電品等販売に関する事業において競業関係にあります。同氏個人と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 木村一義氏は、当社の親会社である株式会社ビックカメラの業務執行者であり、当該会社における地位及び担当は、「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 上記以外の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

4. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条に基づき木村一義氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。また、木村一義氏が再選されたときは、業務を執行しない取締役とする予定ですので、当社は木村一義氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が保証するものであり、1年毎に契約更新しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役水沼貞夫氏、相澤光江氏及び土井充氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	<p style="text-align: center;">みず ぬま さだ お 水 沼 貞 夫 (1972年4月30日生)</p>	<p>1993年4月 当社入社 1999年3月 当社NEW垂水店店長 2000年9月 当社NEW名谷店店長 2002年11月 当社NEW堺店店長 2004年5月 当社営業本部マネージャー 2010年4月 当社営業本部営業支援室マネージャー 2012年11月 当社人事本部マネージャー 2014年9月 当社総務人事本部総務人事部長 2017年11月 当社取締役（常勤監査等委員）（現在）</p> <p>【選任理由】 水沼貞夫氏は営業部門及び総務人事部門を務め、当社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を、当社の監視体制強化に十分に発揮することを期待し、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>	1,900株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	あい ざわ みつ え 相澤光江 (1942年10月14日生)	1976年11月 司法試験合格 1979年4月 東京弁護士会弁護士登録 1981年4月 三宅・今井・池田法律事務所 所入所 1985年4月 新東京総合法律事務所開設 同事務所パートナー 2005年6月 当社社外監査役 2007年10月 ビンガム・坂井・三村・相 澤法律事務所（外国法共同 事業）パートナー 2012年3月 ELGC株式会社社外監査役 （現任） 2015年4月 TMI総合法律事務所パート ナー（現任） 2015年6月 オカモト株式会社社外取締 役（現在） 2015年11月 当社社外取締役（監査等委 員）（現任） 2016年6月 プルデンシャル・ホールデ イング・オブ・ジャパン株 式会社社外監査役（現任） 【社外取締役候補者とした理由及び期待さ れる役割の概要】 相澤光江氏は、長年にわたり弁護士として 企業法務に深く関わり、また他の企業の社 外取締役及び社外監査役を歴任しておりま す。その経験や知見を活かし、経営者や特 定の利害関係者の利益に偏ることなく、当 社が社会において果たす役割を公平に認識 し、当社の監査体制強化に反映していただ くことを期待し、監査等委員である社外取 締役候補者いたしました。なお、同氏は 過去に社外役員となること以外の方法で直 接会社経営に関与した経験はありません が、上記の理由により、当社の監査等委員 である社外取締役としての職務を適切に遂 行できるものと判断しております。	5,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	<p style="text-align: center;">と い み つ 充 土 井 充 (1947年7月1日生)</p>	<p>1980年3月 公認会計士開業 1983年3月 税理士登録 2005年6月 ジャパン・フード&リカー・ アライアンス株式会社社外 監査役 2009年6月 当社社外監査役 2015年11月 当社社外取締役（監査等委 員）（現任） 2016年2月 ジャパン・フード&リカー・ アライアンス株式会社社外 取締役（監査等委員） 2016年6月 国際興業ホールディングス 株式会社社外監査役（現 任） 2021年1月 中和有限責任監査法人代表 社員（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待さ れる役割の概要】 土井充氏は、公認会計士・税理士としての 専門的な知識を有しており、また他の上場 会社の社外取締役及び社外監査役を歴任し ております。その知識や幅広い経験を、当 社経営に対する的確な助言、独立した立場 からの監督機能の発揮等により当社の監査 体制に活かしていただくことを期待し、監 査等委員である社外取締役候補者といたし ました。なお、同氏は過去に社外役員とな ること以外の方法で直接会社経営に関与し た経験はありませんが、上記の理由によ り、当社の監査等委員である社外取締役と しての職務を適切に遂行できるものと判断 しております。</p>	4,800株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 相澤光江氏及び土井充氏は社外取締役候補者であります。
3. 相澤光江氏及び土井充氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行でない役員（監査役）であったことがあります。
4. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条に基づき、水沼貞夫氏、相澤光江氏及び土井充氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額はいずれも法令が規定する最低責任限度額であります。また、3氏が再選されたときは、当社は3氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が保証するものであり、1年毎に契約更新しております。
6. 独立役員について
当社は、相澤光江氏及び土井充氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏が取締役に就任した場合には、引き続き独立役員の届出を継続する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて、山宮慎一郎氏を、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>やま みや しん いち ろう 山宮 慎一郎 (1970年2月4日生)</p>	<p>1992年10月 司法試験合格 1995年4月 東京弁護士会弁護士登録 新東京総合法律事務所入所 2006年1月 新東京法律事務所パートナー 2006年6月 日本ERI株式会社社外監査役 2007年10月 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所 (外国法共同事業) パートナー 2013年12月 ERIホールディングス株式会社社外監査役 2015年4月 TMI総合法律事務所パートナー (現任) 2015年6月 元気寿司株式会社社外監査役 2015年8月 ERIホールディングス株式会社社外取締役 (現任)</p> <p>【補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 山宮慎一郎氏は、長年にわたり弁護士として企業法務や事業再生等の実務を通じて培われた企業経営に関する幅広い知見を有しており、また他の上場会社の社外取締役・社外監査役を歴任しております。これらの経験や知見を活かし、業務執行の監督機能を強化することができると共に幅広い視点からの提言を得られることが期待できると判断するためあります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	<p>一株</p>

- (注) 1. 山宮慎一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山宮慎一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について山宮慎一郎氏が選任され、社外取締役に就任した場合には、当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。山宮慎一郎氏が選任され、社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が保証するものであり、1年毎に契約更新しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションは、2018年11月14日開催の第56期定時株主総会において、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件」をご承認いただき、年額80百万円以内の範囲で取締役会の決議により付与しております。

この度、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年法務省令第52号）の施行により、取締役の報酬として株式報酬型ストック・オプションを付与する際の株主総会決議事項が明確化されたことを受け、年額80百万円以内の範囲で現行の株式報酬型ストック・オプション制度を継続すべく、改めてご承認をお願いするものであります（第56期定時株主総会の決議内容に下線部分を追加）。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告19～21頁に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。そして、当社の株式報酬型ストック・オプションは、当社役職員の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する動機付けとすることを企図して、業績達成型インセンティブ制度として導入したものであって、予め定めた業績目標の達成を条件に付与することとしており、また、新株予約権の払込金額は公正価格を基準として算出することから、本議案は相当であると判断しております。

本議案は、現在の当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に付与している株式報酬型ストック・オプションの内容を実質的に変更するものではありません。

なお、現在の当社取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）となります。

ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は800個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から50年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の

翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

①新株予約権者が権利を行使する前に、上記（6）の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権を割り当てる条件の概要

新株予約権は、定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間の初日の属する事業年度における業績目標を達成した場合に割り当てる。ただし、別途、取締役会が必要と認める場合はこの限りではない。

(10) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：コンセーレ(栃木県青年会館) 1階 「大ホール」
 栃木県宇都宮市駒生一丁目1番6号
 電話 028 (624) 1417



交通アクセス JRの場合：JR宇都宮駅から約4km 約25分
 宇都宮駅(西口) バスターミナル⑥番⑦番 東中丸バス停
 下車 関東バス「作新学院・駒生」行き (会館前) 下車

東武線の場合：東武宇都宮駅から約3km 約20分
 東武宇都宮駅 東武駅前バス停 東中丸バス停
 下車 関東バス「作新学院・駒生」行き (会館前) 下車

※駐車スペースもございますので、お車でもご来場いただけます。
 ※大谷街道の4車線化に伴い、車両の会館北出入りが左折のみとなります。
 ※右折車両は、会館東交差点から出入りをお願いいたします。

第59期定時株主総会におきましては、おみやげ(クーポン券、カレンダー、飲料等を含む)の配布は予定しておりません。何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。

